

※別紙省略

平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成26年度調査）の実施について（案）

1. 目的

平成26年度診療報酬改定の基本方針及び答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえた調査項目について特別調査を実施し、検証部会における平成26年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。なお、調査検討委員会の事務局は受託業者が担当することとする。

3. 調査項目

以下に掲げる12項目について、「平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」として平成26年度及び平成27年度の2か年で実施することとし、うち、下線の6項目を平成26年度調査として実施し、それ以外の項目については、施設基準を新設するなど改定の効果が明らかになるまで一定程度の期間が必要であることから平成27年度調査とする。

なお、平成26年度調査においても、改定による効果がより明らかになるように、調査の開始時期については出来る限り後ろ倒しにして調査を実施することとするが、「(1) 同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査」については、可能な限り速やかに実施することとする。

(1) 同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査（別紙1）

(2) 主治医機能の評価の新設や紹介率・逆紹介率の低い大病院における処方料等の適正化による影響を含む外来医療の機能分化・連携の実施状況調査（別紙2）

(3) 在宅療養後方支援病院の新設や機能強化型在宅療養支援診療所等の評価の見直しによる影響、在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制の推進等を含む在宅医療の実施状況調査（別紙3）

(4) 訪問歯科診療の評価及び実態等に関する調査（別紙4）

(5) 機能強化型訪問看護ステーションの実態と訪問看護の実施状況調査（別紙5）

(6) 適切な向精神薬使用の推進や精神疾患患者の地域移行と地域定着の推進等を含む精神医療の実施状況調査（別紙6）

(7) 救急医療管理加算等の見直しによる影響や精神疾患患者の救急受入を含む救急医療の実施状況調査（別紙7）

(8) 廃用症候群に対するリハビリテーションの適正化、リハビリテーションの推進等による影響や維持期リハビリテーションの介護保険への移行の状況を含むリハビリテーションの実施状況調査（別紙8）

- (9) 胃瘻の造設等の実施状況調査（別紙9）
- (10) 明細書の無料発行の実施状況調査（別紙10）
- (11) 夜間の看護要員配置の評価や月平均夜勤時間7.2時間要件を満たさない場合の緩和措置による影響及びチーム医療の推進等を含む医療従事者の負担軽減措置の実施状況調査（別紙11）
- (12) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（別紙12）

4. スケジュール

平成26年度調査におけるスケジュールは次の通りである。

○同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査

平成26年

- 5月 検証部会、総会で調査項目の決定
- 6月 調査機関の調達、決定
- 6～7月 調査設計、調査票等の検討、調査客体の選定
調査検討委員会において調査票の検討
検証部会、総会で調査票の決定
- 8～9月 調査期間
 - ・調査票の配付、回収
 - ・調査結果の集計、分析
- 10月 調査検討委員会において調査結果(速報)の検討
～調査結果(速報)を取りまとめ、基本問題小委・総会に報告～

○同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査以外

平成26年

- 5月 検証部会、総会で調査項目の決定
- 6月 調査機関の調達、決定
- 7～9月 調査設計、調査票等の検討、調査客体の選定
調査検討委員会において調査票の検討
検証部会、総会で調査票の決定
- 8～12月 調査期間（調査票ができた項目から順次、開始する）
 - ・調査票の配付、回収
 - ・調査結果の集計、分析

平成27年

- 1月 調査検討委員会において調査結果(速報)の検討
～調査結果(速報)を取り纏めた項目から順次、基本問題小委・総会に報告～